

議案第4号

愛西市手数料条例の一部改正について

愛西市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年3月3日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の施行に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市手数料条例の一部を改正する条例

愛西市手数料条例（平成17年愛西市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）第17条の規定に該当する者
--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。